

小作争議調査表

(月報番號第 水 號)

場 所	河野郡 幸村大字 朝田	
	地 主 東 徳	關係人員 小作人 中津芳法 區三郎
發 生 總 日	昭和十年一月十日	昭和十年七月二十八日
地 主 關 係 體	小作人	關係團體 川原野町 聯合會 朝田支部
種 類 面 積	田 二 反 七 畝	
原 因	小作人が昭和九年年度の早稲に於て小作料二割五分減額を要求するに地主が拒絶した。因。	
事 項 求	小作料二割五分減額要求	
經 過	<p>小作人は既同地主と折衝したも地主は「割五分減額は彼等の損失に過ぎない」として拒絶し、小作人は「早稲の減額は地主の利益に過ぎない」と主張し、交渉は進展せず。</p> <p>六月十五日以降</p>	

(昭和十年七月分)

財團 協調會 福岡出張所

備 考	<p>一、小作人は既同地主と折衝したも地主は「割五分減額は彼等の損失に過ぎない」として拒絶し、小作人は「早稲の減額は地主の利益に過ぎない」と主張し、交渉は進展せず。</p> <p>六月十五日以降</p>
	<p>① 小作人は既同地主と折衝したも地主は「割五分減額は彼等の損失に過ぎない」として拒絶し、小作人は「早稲の減額は地主の利益に過ぎない」と主張し、交渉は進展せず。</p> <p>六月十五日以降</p>
	<p>② 小作人は既同地主と折衝したも地主は「割五分減額は彼等の損失に過ぎない」として拒絶し、小作人は「早稲の減額は地主の利益に過ぎない」と主張し、交渉は進展せず。</p> <p>六月十五日以降</p>
	<p>③ 小作人は既同地主と折衝したも地主は「割五分減額は彼等の損失に過ぎない」として拒絶し、小作人は「早稲の減額は地主の利益に過ぎない」と主張し、交渉は進展せず。</p> <p>六月十五日以降</p>
	<p>④ 小作人は既同地主と折衝したも地主は「割五分減額は彼等の損失に過ぎない」として拒絶し、小作人は「早稲の減額は地主の利益に過ぎない」と主張し、交渉は進展せず。</p> <p>六月十五日以降</p>
	<p>⑤ 小作人は既同地主と折衝したも地主は「割五分減額は彼等の損失に過ぎない」として拒絶し、小作人は「早稲の減額は地主の利益に過ぎない」と主張し、交渉は進展せず。</p> <p>六月十五日以降</p>
	<p>⑥ 小作人は既同地主と折衝したも地主は「割五分減額は彼等の損失に過ぎない」として拒絶し、小作人は「早稲の減額は地主の利益に過ぎない」と主張し、交渉は進展せず。</p> <p>六月十五日以降</p>
	<p>⑦ 小作人は既同地主と折衝したも地主は「割五分減額は彼等の損失に過ぎない」として拒絶し、小作人は「早稲の減額は地主の利益に過ぎない」と主張し、交渉は進展せず。</p> <p>六月十五日以降</p>
	<p>⑧ 小作人は既同地主と折衝したも地主は「割五分減額は彼等の損失に過ぎない」として拒絶し、小作人は「早稲の減額は地主の利益に過ぎない」と主張し、交渉は進展せず。</p> <p>六月十五日以降</p>
	<p>⑨ 小作人は既同地主と折衝したも地主は「割五分減額は彼等の損失に過ぎない」として拒絶し、小作人は「早稲の減額は地主の利益に過ぎない」と主張し、交渉は進展せず。</p> <p>六月十五日以降</p>
	<p>⑩ 小作人は既同地主と折衝したも地主は「割五分減額は彼等の損失に過ぎない」として拒絶し、小作人は「早稲の減額は地主の利益に過ぎない」と主張し、交渉は進展せず。</p> <p>六月十五日以降</p>